

豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託に係るプロポーザル
募集要項

1. 目的

豊中市（以下、本市という。）では、交通空白の解消等を目的として、令和元年 10 月より豊中市乗合タクシー「MinaNotte（みなのって）」（以下、乗合タクシーという。）を運行している。利用者の利便性向上や、今後予測される MaaS の発展等に対応することを目的として豊中市乗合タクシー予約システムの導入を行う。

2. 提案書を募集する業務概要

(1) 業務名称

豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託

(2) 業務内容

別添 1「豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託 仕様書」による

(3) 履行期間

① 予約システム導入業務：契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月 28 日まで

② 運用保守業務：令和 8 年（2026 年）3 月 1 日から令和 8 年（2026 年）3 月 31 日まで

(4) 提案上限額（金額は消費税及び地方消費税相当額を含む）

導入経費にかかる提案上限価格及び月額保守業務・サービス利用料にかかる提案上限額は次のとおりとする。

1,023,000 円（①予約システム導入業務及び②運用保守業務の合計額）

3. 参加資格要件

応募書類の提出日において、下記のすべての要件を満たす者であること。

(1)	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
(2)	会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 107 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理を命ぜられていない者であること。
(3)	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(4)	民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていないこと。
(5)	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び豊中市暴力団排除条例（平成 25 年豊中市条例第 25 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(6)	本市から豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成 24 年 2 月 1 日制定）に基づく入札参加除外措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(7)	本市から豊中市入札参加停止基準（平成 7 年 6 月 1 日制定）に基づく入札参加資格停止措置（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(8)	労働関係法令に違反し、官公署から摘発または勧告等（本業務の提案募集を公示した日から応募の日まで）を受けていないこと。
(9)	仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できるもの。

4. 日程

項目	日程
1. 募集要項の公表	令和 7 年（2025 年）6 月 25 日（水） ※市ホームページに掲載
2. 参加表明書及び質問事項の提出期限	令和 7 年（2025 年）7 月 2 日（水）午後 5 時まで
3. 質問事項への回答	令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）
4. 提出書類の提出期限	令和 7 年（2025 年）7 月 16 日（水）午後 3 時まで
5. 参加辞退届	令和 7 年（2025 年）7 月 16 日（水）午後 3 時まで
6. 第一次審査	令和 7 年（2025 年）7 月 25 日（金）
7. 第一次審査結果通知	令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）
8. 第二次審査（プレゼンテーション）	令和 7 年（2025 年）8 月 7 日（木） ※当日の時間、場所等は第一次審査の結果通知時に別途通知する。
9. 第二次審査結果通知	令和 7 年（2025 年）8 月中旬（予定）
10. 委託契約の締結	令和 7 年（2025 年）8 月下旬（予定）

※上記に記載する期日等に変更が生じた場合、応募者に対してあらためて通知する。

5. 参加表明手続

	提出書類	留意事項	様式
(1)	参加表明書	・ 副本は複写可。	様式 1
(2)	提案書表紙	・ 提案者の会社名、代表者名、所在地を記載すること。 ・ 副本は複写可。	様式 2
(3)	導入実績表	・ 提案者が過去に受託した導入実績について記載すること。	様式 3 または任意様式
(4)	業務実施方針等提案書	・ システムについての概要、要件、本業務の実施体制等を記載すること。 ・ 別添「審査基準書」を参考に審査項目ごとに整理	様式 4 または任意様式

		し、仕様書の内容を踏まえたものとする。	
(5)	提案書概要版 (運行事業者 提供用)	・提案書の概要について、現行の運行事業者から意見を伺うための概要資料を作成すること。 ・現行運行事業者については守秘義務内容を記載した契約書を締結しているが、現行運行事業者へ提供可能な内容で資料作成すること。	任意様式 (A4 判)
(6)	処分歴等の確認書または入札参加停止等状況調書	・公開開始日から過去 3 年以内の処分歴等について確認すること。 ・入札参加停止または除外措置を受けた場合は、その内容と期間及び終期が分かる書類の写し、契約解除を受けた場合は、契約解除通知書の写し、書面による警告を受けた場合は、その書面の写しを添付すること。 ・副本は複写可。	様式 5
(7)	見積書及び内訳書	・本業務に係る見積金額及び、本契約外の来年度以降の運用保守業務に係る年間の見積金額を記載すること。 ・見積書には必ず見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること。 ・見積書の宛先に「豊中市長」を、件名に「豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託」と明記すること。 ・見積額は消費税を含めたものを提示し、本体価格と消費税を明記すること。なお、本業務においては、消費税率は 10%を見込むこと。	任意様式 (A4 判)

6. 業務実施方針等提案書記載事項

別添 1「豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託 仕様書」に基づき、下記項目の内容について提案書に記載すること。なお、豊中市乗合タクシーについて、市ホームページに掲載している運行内容を熟読の上、現行の運行内容に則した予約システムを提案すること。

※市ホームページは下記を参照

<https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/kotsuanzen/taxi/index.html>

(トップページ>まちづくり・環境>交通・防犯>乗合タクシー)

- ① システムの内容
- ② 業務実施体制
- ③ 導入実績
- ④ セキュリティ対策、データセンター要件
- ⑤ 操作研修、マニュアル作成

- ⑥ システム運用保守、緊急時の対応
- ⑦ コスト
- ⑧ その他の追加提案

7. 質問の受付及び回答

質問は「質問書（様式 6）」を使用し、提案者の会社名、代表者名、所在地を記載し事務局宛に電子メールにて提出すること。なお、送信後に電話にて電子メールの受信確認をすること。

また、電話や郵送等の電子メール以外の方法による質問は受け付けない。

(1) 提出期限：令和 7 年（2025 年）7 月 2 日（水）午後 5 時まで

(2) 回答方法：提出されたすべての質問及び回答は、令和 7 年（2025 年）7 月 4 日（金）までに本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

8. 提出部数

正本 1 部、副本 6 部

なお、副本 6 部については、参加資格者が判明できる記載、表現等（照合、実印等）は黒塗りする等により審査における匿名性を担保すること。

9. 提出期限及び提出方法

参加を希望する事業者は上記「5. 参加表明手続」で示す「参加表明書（様式 1）」を本公募の掲示の日から令和 7 年（2025 年）7 月 2 日（水）に、それ以外の書類一式を令和 7 年（2025 年）7 月 16 日（水）の午後 3 時までに豊中市都市基盤部交通政策課に持参（平日の 9 時から 17 時 15 分まで）または郵送により提出すること。

なお、持参により提出する以外の場合にあっては、応募書類の到達について電話にて受信確認をすること。

提出書類の不足又は提出期限内未到達の場合、応募を無効とする。また、参加表明の提出期限までに参加表明者が 1 者となった場合についても選定手続きは継続する。

10. 提出書類の取扱い

提出書類は、いかなる場合でも返却しない。

11. 参加資格確認結果の通知

本プロポーザル参加表明者が 4 者を超える場合にあっては、提出した各種書類に基づき第一次審査を行い、第二次審査参加の可否を決定し、令和 7 年（2025 年）7 月 30 日（水）に電子メールにて結果を通知する。

なお、本プロポーザル参加表明者は、提出した各種書類に関して、本市より説明を求められた場合には、それに応じること。

12. 参加の辞退

参加表明書の提出以降、本プロポーザルの応募を取り下げる場合は「辞退届（様式 7）」を令和 7 年（2025 年）7 月 16 日（水）午後 3 時まで提出すること。

13. 選定方法

（1）選定方法

本市職員で構成される選定委員会において、第一次審査（書類審査）、第二次審査（プレゼンテーション）を行う。

第一次審査（書類審査）は、参加申込者が 4 者を超える場合に実施し、各審査員が提出資料の内容を踏まえ、審査基準に従い採点し、合計得点により優秀提案者 3 者に絞り込む。

なお、一次審査の実施有無にかかわらず、提出資料(5) 提案書概要版を現在の豊中市乗合タクシー運行業務委託の受注者へ提供し、提案されたサービスについて意見を伺い、各審査員へ通知するものとする。

第一次審査を通過した提案者に対し、提案書に基づく第二次審査（プレゼンテーション）を行い、審査基準に基づく総合評価で最高得点を得た提案者を第一優先交渉者とする。なお、第一優先交渉者と契約に至らなかった場合は、時点の提案者を優先交渉権者とすることもある。

（2）審査の実施

前号に記載のとおり、選定委員会において審査を行う。第二次審査（プレゼンテーション）は、令和 7 年（2025 年）8 月 7 日（木）午後を予定日とするが、詳細は第二次審査参加者に別途通知する。

- ① 提案内容発表（プレゼンテーション）でパソコン（パワーポイント等）、プロジェクターやスクリーンその他の視聴覚機器等を使用する場合の必要な機器はすべて、提案者で用意するものとし、提案書と同一の資料を以て説明すること。なお、準備は発表時間内で行うこと。
- ② 発表時間は、40 分（プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 20 分程度）とする。
- ③ 提案内容発表（プレゼンテーション）は、本業務に携わる担当者（総括責任者を含む）が行うものとし、出席者は担当者を含めて 3 名以内とする。

なお、出席者は名札等を装着せず匿名性を確保してください。

（3）審査項目

書類審査及びプレゼンテーションについては、別添「審査基準」の評価項目及び配点により審査します。

（4）審査結果の通知

審査結果は、すべての提案者に対して、令和 7 年（2025 年）8 月中旬郵送にて通知する。なお、豊中市と仕様並びに価格等協議の上、豊中市の内部手続きを経て、本業務の受託者として決定されるため、第一優先交渉権者の通知をもって本業務の受託を約束するものではない。

（5）審査結果の公表

審査結果については、本市ホームページにおいて公表する。

14. 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- ① 本案件期間中に、上記「3. 参加資格」で規定する参加資格に抵触するに至った場合
- ② 提案上限額を超える提案を行った場合
- ③ 見積額が業務内容から見て著しく妥当性を欠く場合
- ④ 提案書類において虚偽の記載がある場合
- ⑤ 提出期限までに提出場所に提案書類の提出がない場合
- ⑥ プレゼンテーション審査に欠席した場合
- ⑦ 一団体で複数の提案をしたとき
- ⑧ 提案に関して談合等の不正行為があった場合
- ⑨ 正常な提案の失効を妨げる等の行為があった場合
- ⑩ 法令ならびに豊中市の関係条例及び関係規則に抵触する内容を含んだ提案を行った場合
- ⑪ 審査の公平性を害する行為があった場合
- ⑫ 前各号の定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為等により、審査委員会が失格であると認めた場合

15. 契約の締結

- ① 第一優先交渉権者の選定後、提案書の内容に基づき、本市と協議の上業務内容を確定し、令和7年（2025年）8月下旬契約締結を目途に契約手続きを行う。なお、第一優先交渉権者と契約に至らなかった場合は、時点の提案者と契約することがある。
- ② 契約内容及び仕様については、採択された提案をもとに、詳細を協議するものとし、契約内容と仕様、契約金額については、協議の結果、採択された提案と変更が生じることがある。
- ③ 本業務の受託者は、豊中市財務規則（昭和46年規則第13号）に基づき、契約保証金の納付または履行保証保険の契約締結を行うものとする。（受託者が同規則第110条の契約保証金の納付の免除の規定に該当する場合は除く。）

16. 留意事項

- ① 応募者は、本業務の選定結果後に本募集要項及び別添1「豊中市乗合タクシー予約システム導入及び運用保守業務委託 仕様書」の内容等に関して、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- ② 本プロポーザルに要する経費（提案書の作成及び提出に関する費用等）は応募者の負担とする。
- ③ 審査及び評価の内容、応募者名等の内容についての質問は一切受け付けない。
- ④ 応募者の申出による提出された書類の返却、提出期限以降における書類の差し替え及び再提出には応じない。
- ⑤ 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、発注者がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- ⑥ 質問事項の締切り以降、業務に係る質問は受け付けない。

- ⑦ 提出書類の著作権は提案者に属するが、審査等において必要な範囲で複製を作成する場合はある。また、提出書類は、豊中市情報公開条例（平成 13 年豊中市条例第 28 号）に定めるところにより公開される場合がある。

17. 事務局（応募先、質問先及び問い合わせ先）

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（豊中市役所第二庁舎4階）

豊中市都市基盤部交通政策課交通企画係

TEL 06-6858-2340

FAX 06-6854-0492

E-mail koutsuukikaku@city.toyonaka.osaka.jp